

サテライトオフィス利用促進事業費補助金交付要綱

令和3年4月1日

改正 令和4年4月1日

改正 令和5年4月1日

改正 令和6年4月1日

改正 令和7年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、「新しい生活様式」等へ対応した企業等の多様な働き方の促進及び市内の関係人口の創出・拡大を図るため、本荘由利産学共同研究センターサテライトオフィス（以下「サテライトオフィス」という。）に新たに入居する企業等又は同施設内で起業する者に対し、予算の範囲内でサテライトオフィス利用促進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、由利本荘市補助金等の適正に関する条例（平成17年由利本荘市条例第53号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めることによる。

- (1) 企業等 事業を営む法人、団体、個人等をいう。
- (2) 起業 新たに起業若しくは申請日から起算して起業後6ヶ月以内をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、サテライトオフィスに入居する事業者又は同施設内で起業する者であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) サテライトオフィスを1年以上継続して使用すること。
- (2) 過去に当該補助金の交付を受けたことがないこと。
- (3) 貸金業（貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業をいう。）を行わないこと。
- (4) 商品先物取引（商品先物取引法（昭和25年法律第239号）第2条第22項に規定するものをいう。）を行わないこと。
- (5) 訪問販売（特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第2条第1項に規定するものをいう。）、電話勧誘販売（同法同条第3項に規定するものをいう。）、連鎖販売取引（同法第33条第1項に規定するものをいう。）、その他これらに類する方法による物品の販売、役務の提供その他の行為を行わないこと。
- (6) 風俗営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定するものをいう。）を行わないこと。

- (7) 宗教活動又は政治活動を目的とする事業を行わないこと。
- (8) サテライトオフィスに入居する者が由利本荘市納税等に係る公平性の確保に関する条例（平成25年由利本荘市条例第8号）第2条及び第4条並びに由利本荘市納税等に係る公平性の確保の特例に関する規則第2条及び第4条の規定による制限措置に該当しない者であること。
- (9) 暴力団員による不当な行為等の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する法人又は個人並びにそれらの利益となる活動を行う法人又は個人でないこと。
- (10) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条に規定する申立てを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。

（補助対象経費）

第4条 補助の対象となる経費は、サテライトオフィスの家賃とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、国又は県からこの要綱と同一の趣旨の補助金等を受けた場合又は受ける予定がある場合は、補助対象経費から当該補助金等の額を控除するものとする。

（補助金の交付額等）

第5条 補助金の交付額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、月額2万円を限度とする。ただし、各年度の予算の範囲内で支給する。

- 2 補助金の交付期間は、サテライトオフィス入居日の翌月（入居日が月の初日の場合は当月）から連続して24箇月以内とする。
- 3 補助対象期間中に移転等により事業を廃止し、又は中止した場合の補助金の交付は、当該事業を廃止し、又は中止した日の属する月の前月までとする。

（補助金の交付申請等）

第6条 補助金等交付申請書の様式は、様式第1号によるものとし、補助金の交付を受けようとする事業者は、補助金等交付申請書のほか、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) サテライトオフィス事業計画（様式第2号）
- (2) 本荘由利産学共同研究センター使用許可書の写し
- (3) 法人の登記簿事項証明書又は個人事業の開業届出書控えの写し
- (4) 直近の確定申告書の写し
- (5) 事業の概要がわかるもの及び利用者（予定）の名簿
- (6) 前号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付決定通知書

(様式第3号)により通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第7条 補助対象事業に変更があるときは、補助事業変更申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金交付変更決定通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(実績報告)

第8条 交付決定者は、事業が完了したときは、完了の日から30日以内に様式第6号に定める実績報告書を市長に提出しなければならない。

(補助金の概算払)

第9条 補助事業の遂行上必要と認めるときは、補助金の交付決定額の一部について概算払をすることができることとする。

(補助事業の期間)

第10条 補助事業の期間は、令和8年3月31日までとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。